

# 第四十八回 参議院石炭対策特別委員会会議録第八号

昭和四十年三月十八日(木曜日)

午後二時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小柳 勇君  
理事 亀井 光君  
岸田 幸雄君  
阿部 竹松君  
大矢 正君  
鬼木 勝利君

委員

石原幹市郎君  
大竹平八郎君  
高野一夫君  
堀 末治君  
松平勇雄君  
山下春江君  
田畠金光君  
堀内義雄君  
通商産業省石炭局長 井上亮君

事務局側  
常任委員会専門員

小田橋貞壽君

國務大臣  
政府委員  
通商産業大臣  
通商産業省石炭局長

本日の会議に付した案件

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案  
による将来発生鉱害量は、毎年十数億円にのぼることが予想され、国土保全及び民生安定の見地から深刻な問題となつております。

このため、早急に全国鉱害の実態を調査し、実情に即応した鉱害復旧の促進対策を講ずる所存であります。しかし、最近の鉱害復旧事業における義務者の負担は著しく増大してまいっております。したがって、この鉱害賠償義務者の負担を軽減し、本法の目的である国土保全及び民生安定の

(内閣送付、予備審査)

○電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(小柳勇君) たゞいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

去る二月十一日、予備審査のため付託されました臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、及び、同月十二日に予備審査のため付託されました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改

正する法律案、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案、及び、同月二十二日に予備審査のため付託されました電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案、

以上五案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。櫻内通商産業大臣。

○国務大臣(櫻内義雄君) まず、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

臨時石炭鉱害復旧法は、昭和二十七年に制定され、過去十二年間に同法により約百七十億円の鉱害復旧費が行なわれてまいりました。

しかしながら、今日なお石炭及び亜炭鉱業による残存累積鉱害量は、数百億円に達し、今後の探掘による将来発生鉱害量は毎年十数億円にのぼることが予想され、国土保全及び民生安定の見地から深刻な問題となつております。

このため、早急に全国鉱害の実態を調査し、実

情に即応した鉱害復旧の促進対策を講ずる所存であります。しかし、最近の鉱害復旧事業における義務者の負担は著しく増大してまいっております。

このため、早急に全国鉱害の実態を調査し、実

見地からする鉱害の復旧が円滑に行なわれるようになります。

この改正案の内容は、基金の業務に新たに鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸し付けの業務を加え、かつ、これに伴い基金の名称を現在の鉱害賠償基金から鉱害基金に改めることといたしました点であります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法は、一昨年七月、鉱害賠償担保のための積み立て金制度と鉱害賠償促進のための融資制度を設ける目的をもつて制定され、その実施機関として同法に基づき鉱害賠償基金が設置されているところであります。同基金は、今日までに約十億円の賠償担保金を管理するとともに、約十七億円の賠償資金の融資を行なつてまいりました。

しかしながら、今日、石炭鉱業による残存鉱害量は、なお数百億円に達し、今後の採掘による将来発生鉱害量は毎年十数億円にのぼることが予想され、国土保全及び民生安定の見地から深刻な問題となつております。

このため、早急に全国鉱害の実態を調査し、実

情に即応した鉱害復旧の促進対策を講ずる所存であります。しかし、最近の鉱害復旧事業における義務者の負担は著しく増大してまいっております。

立って石炭鉱業の安定と石炭の長期安定供給を確保するため、從来の近代化資金貸し付け制度を加え、新たに石炭資源を開発するための新鉱開発資金の貸付制度を創設することとし、石炭鉱業合理化事業団にその業務を行なわせることとした

ことあります。この制度は、通商産業大臣が急速、かつ、計画的にその開発を行なう必要があると認めて指定した地域の石炭資源の開発に必要な資金の相当部分を無利子で貸し付けるものでありまして、その償還期間、貸し付け対象設備その他について、従来の近代化資金の場合よりも有利な条件を定めることとしております。

改正の第二点は、現行の整備資金の保証制度を拡充し、年間生産数量五十分トン以下の中小炭鉱が、その事業を改善するために必要な資金を銀行から借り入れる際に、事業団がその債務保証をすることができるものとしたこととあります。

政府は、石炭鉱業に占める中小炭鉱の重要性にかんがみ、その金融の円滑化をはかるため、従来から種々の措置を講じてまいりましたが、この際、新たに運転資金についての信用補完制度を創設し、もって中小炭鉱の経営を改善していくこととしたものであります。

改正の第三点といしましては、廃止する炭鉱に交付する交付金の財源として、採掘権者または租鉱権者が、毎年事業団に納付する納付金の額の限度を石炭の数量一トンにつき現在の二十円から三十円に引き上げることとしたこととあります。これはスクラップ・アンド・ビルト政策の推進に伴い、四十二年度までのスクラップワクを拡大する必要があり、その財源確保のために、納付金をトン当たり十円引き上げることによるものであります。

第四の改正点は、鉱区の調整をより容易に行なうこととしたことであります。

鉱区の調整は、資源の合理的な開発と有効利用等の観点から積極的に推進する必要があり、このため、従来のような鉱区が錯綜する地域においてのみならず、鉱区が隣接する場合においてもその鉱

床の合理的、一体的開発、鉱業の円滑な実施等の見地から見て必要と認められる場合には鉱区の調整を行ない得ることとしたしました。

なお、以上のほか、事業団の余裕金の運用の方の拡大、事業団の監事の権限の強化等の改正もいたしております。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

次に、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、エネルギー革命の進行に伴う石炭鉱業の不況と、これに対処するための合理化の進行に伴い、産炭地域の経済は急速に疲弊し、種々の深刻な問題を生ずるに至りました。

政府といたしましては、このような事態に対処するため、従来から、産炭地域に石炭鉱業にかかる新たな鉱工業等を導入することによってその発展をはかるため、諸種の対策を講じてまいりました。

この結果、相当数の企業の産炭地域への進出がみられるに至りましたが、昨年の石炭鉱業調査団も指摘したように、いまだ地域振興の中核となるような産業の成立をみず、地方公共団体の財政の悪化もあって、経済的疲弊の影響が各種の好ましくない社会状況を現出しているのが産炭地域の現状であります。

こうした状態に対処するためには、地方財政政策や社会対策措置を講ずると同時に、資金の確保や税制上の優遇措置とあわせて、道路、港湾等の公共事業を促進して、産炭地域の産業基盤の急速な整備をはかるとともに、中核となる企業の導入、育成をはかることが不可欠の要請であります。

また、これと同時に、住宅や厚生施設などの生活基盤の整備が産業基盤の整備と均衡を保つて行なわれる所以なければ、せっかく整備された産業

基盤も、真にその効果を發揮することができないことは言うまでもありません。

しかしながら、産炭地域の地方公共団体は一般にその財政状態が悪化しており、産炭地域振興上必要なこれらの公共事業を十分に実施することが困難な状況にあります。

したがいまして、国がこのような地方財政上の隘路を解消し、産炭地域における産業基盤及び生活基盤の整備のための公共事業が促進されるような措置を講ずることが必要であると考える次第であります。

この法律案は、このような考え方をもととし、國が産炭地域の地方公共団体に對して財政上の援助をすることとし、これに必要な規定を産炭地域振興臨時措置法に改正追加しようとするものであります。

改正規定の主な内容は次の二点であります。その第一は、道県に対する援助措置として、地方債の利子補給を行なうこととあります。道路、港湾、住宅等政令で定める事業が産炭地域内で活発に行なわれ、関係道県が通常の負担額以上の負担をすることとなつた場合に、その部分について発行を許可された地方債について、その利子支払額の一部を補給することといたしております。

第二は、市町村に対する援助措置として、国の負担割合の特例を設けることとあります。道路、港湾、住宅、厚生施設、教育施設等政令で定める事業を、市町村が通常の事業量をこえて実施した場合、国の負担割合を通常の割合の一割五分増しの範囲内で引き上げることといたしております。

なお、これらの措置の適用期間につきましては、地方債の利子補給については、利子支払いが長期にわたることにかんがみ、昭和五十五年度までといたしており、また、国の負担割合の特例については、産炭地域振興臨時措置法の失効の年度までといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますよ

うお願い申し上げます。

次に、電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

エネルギー革命の進展に伴う石炭鉱業の構造的不況に対処して、政府におきましては、従来から第一次石炭鉱業調査団の答申及びこれに基づき閣議決定された石炭対策大綱に沿って、施策の充実につとめてきたところであります。

しかしながら、その後の事態の推移には予想以上のものがあり、このため、昨年再び石炭鉱業調査団が編成され、慎重審議の後、昨年十二月、今後のるべき施策について答申がなされました。

政府といたしましては、この答申を受け、これを尊重しつつ石炭対策の強化をはかる旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を明らかにした次第であります。

石炭鉱業の再建をはかるためには、需要の確保、鉱山の近代化、合理化等による生産体制の確立、労務者の確保、企業収支の改善等を総合的に進めいくことが必要であることは言うまでもありませんが、石炭鉱業の現状から見まして、企業収支の改善は、これらの諸施策の中心として特に強くに推進する必要があり、このため、政府は、石炭企業に対して、政府関係機関の既往貸し付け金にかかる利子補給等の措置を講ずることとするとともに、需要部門に対して炭価の引き上げを要請することとしたのであります。

そのためには、石炭需要の大宗を占めている電力用炭について、炭価の引き上げを実効あらしめ、かつ、その供給を円滑にするための措置を講ずることが必要不可欠であり、今回、電力用炭代金精算株式会社を改組して、その機能を強化することが適切であると考えた次第であります。

この法律案は、電力用炭の価格の安定、積み地電力会社と揚げ電力会社との間ににおける炭価引き上げ幅の調整、石炭の供給の円滑化等をはかるため、電力用炭代金精算株式会社の名称を電力用

炭販売株式会社とともに、その電力用炭代金の一手受け渡し事業を廃止し、それにつれて電力用炭の一手購入及び一手販売に関する事業等を行なわせることといたしますとともに、この事業に關し、主として次に申し述べますような所要の規定を定めたものであります。

その第一点は、電力用炭販売株式会社の事業の実施についてであります。

この会社は、石炭の販売業者及び電気事業者から電力用炭の販売及び購入の申し込みがあり、その申し込みの内容が合致しているときは、これに従つて、通商産業大臣が定めた購入価格及び販売価格により電力用炭の購入及び販売を行なわなければならぬことといたしました。

第二点は、電力用炭の購入または販売の契約の制限についてであります。

石炭の販売業者及び電気事業者は、電力用炭の販売または購入の契約をしようとするときは、電力用炭販売株式会社としなければならないことといたしました。

第三点は、電力用炭の供給の円滑化をはかるための通商産業大臣の指示についてであります。

通商産業大臣は、特定の地域において電力用炭の供給が著しく不足した場合には、電力用炭販売株式会社に対し、その供給の円滑化をはかるため必要な措置を講ずるよう指示するものといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

○委員長(小柳勇君) 五法案に対する質疑は、これを後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例

#### に關する法律案(衆)

産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案

産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案

#### (目的)

第一条 この法律は、産炭地域における特定の公共事業及び失業対策事業等に要する経費に対する国の負担又は補助について特例を設けることにより、これらの事業等の円滑な実施を図り、もつて産炭地域の経済基盤の強化と住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「適用団体」とは、産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第二条第一項の規定により定められており、これらの事業等の円滑な実施を図り、もつて産炭地域の経済基盤の強化と住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

第三条 産炭地域振興臨時措置法第四条に規定する産炭地域振興臨時措置法第六条の規定により定められている地区を区域とする市町村をいう。

#### (国の負担又は補助の特例)

この法律において「適用市町村」とは、産炭地

表の下欄に掲げる割合により、その全部又は一部を負担し、又は補助するものとする。

国又は適用団体が産炭地域において行なう公

十六年法律第九十七号)による災害復旧事業に

ついては、同法の規定により国がその費用の一

部を負担する場合においては、五分の四とする。

第四条 適用市町村が行なう緊急失業対策法(昭

和二十四年法律第八十九号)第二条第一項に規

定する失業対策事業に要する費用についての国

の補助の割合は、同法第九条及びこれに基づく

政令の規定にかかわらず、五分の四とする。

第五条 適用市町村が行なう生活保護法(昭和二

十五年法律第一百四十四号)による保護に要する

費用のうち、同法第七十条第一号イに規定する

保護費及び同条第六号に規定する行政事務費に

ついては、国は、同法の規定にかかわらず、政

令で定めるところにより、その十分の九を負担

するものとする。

第六条 適用市町村が行なう国民健康保険事業に要する費用についての国民健康保険法(昭和三

十三年法律第一百九十二号)第七十条の規定の適

用については、同条第一号中百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

第七条 産炭地域振興事業については、後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第一百二十二号)は、適用しない。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行し、昭和四十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

2 この法律は、産炭地域振興臨時措置法の失効の日に、その効力を失う。ただし、この法律の失効の日の属する年度分の予算に係る国の負担金又は補助金(翌年度に繰り越したもの)を含む)については、なお従前の例による。

#### (別表)

| 砂<br>防   | 河<br>川   | 道<br>路             | 事<br>業<br>の<br>区<br>分 |
|--|--|--------------------|-----------------------|
| 道路法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条第一項に規定する   |  |                    |                       |
| 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するための防護することを必要とする河岸に關する工事 | 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するための防護することを必要とする河岸に關する工事 | 道路の改築及び維持、修繕その他の管理 | 国の負担又は補助の割合           |
| 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条规定する砂防設備又は同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設に關する工事   | 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条规定する砂防設備又は同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設に關する工事   | 十分の九まで             | 十分の九                  |

|             |   |                  |
|-------------|---|------------------|
| 港<br>湾      | 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良並びに同項に規定する港湾施設用地の取得及び整備                        | 十分の四・五から十分の七・五まで |
| 土地改<br>良    | 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業   | 十分の十             |
| 林業施<br>設    | 林道、林地荒廃防止施設その他の林地又は森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水害、潮害等の防備、水源のかん養、土砂の流失又は崩壊の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備その他災害の防除に必要な保安施設の建設及び補修並びに造林 | 十分の三から十分の六・五まで   |
| 土地地区画整<br>理 | 土地地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地地区画整理事業  | 三分の二             |

本案施行に要する経費としては、約七十億円の見込みである。